資料２－２

「ホワイト物流」推進運動の進め方について

《「ホワイト物流」推進運動事務局》

中国運輸局　岡山運輸支局

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

「ホワイト物流」推進運動の概要

みんなで、もっと働きやすい
「ホワイト物流」
推 進 運 動
生産性の高い物流を。

トラック運転者不足に対応し、我が国の国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、我が国経済のさらなる成長に寄与するため、
①トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
②女性や高年齢層を含む多様な人材が活躍できる働きやすい労働環境の実現
に取り組む運動を、関係者が連携し、強力に推進する。

企業等

コンプライアンス（法令遵守）
企業の社会的責任（CSR）

運動の趣旨へ賛同する（第１段階）とともに、具体的な取組項目について自主行動宣言を提出・公表するとともに、取組を実施（第２段階）。

（イメージ）
- ✓ 荷待ち時間の削減
- ✓ 荷役の機械化
- ✓ 契約の書面化　等

安定的な事業継続
物流システム効率化・トータル物流コストの最適化

期待・評価

国民

便利で快適な日常生活の維持

以下のような点への国民の理解と協力をお願いする。

（イメージ）
- ◆ 宅配便の再配達の削減
- ◆ 集荷・配達サービスの見直しへの理解
- ◆ 引越時期の分散
- ◆ SA・PAの大型車ｽﾍﾟｰｽには駐車しない 等

連携・協力

物流事業者

トラック運転者の確保のため、労働条件・労働環境の改善に取り組むとともに、荷主企業・元請事業者等に対し、物流の改善に関する提案を行い、実施する。

（イメージ）
- ➢ 働きやすい環境の整備
- ➢ 女性運転者の活用
- ➢ 物流の改善提案　等

働き方改革の実現
多様な人材の確保
労働生産性の向上

理解・協力

「ホワイト物流」推進運動の推進体制

みんなで、もっと働きやすい
「ホワイト物流」
推 進 運 動
生産性の高い物流を。

「ホワイト物流」推進会議

（有識者）
野尻　俊明　流通経済大学学長（座長）
齋藤　　実　神奈川大学経済学部教授
高岡　美佳　立教大学経営学部教授

（関係団体）
日本経済団体連合会
日本商工会議所
全国農業協同組合中央会
日本農業法人協会
日本ロジスティクスシステム協会
全日本トラック協会
日本物流団体連合会

（労働組合）
交運労協
運輸労連
交通労連

（事務局）
国土交通省（主管）
農林水産省
経済産業省
全日本トラック協会

連携

（設置期限：平成36年3月末）

自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議

（議長）
野上　浩太郎　内閣官房副長官

（議長代理）
大塚　高司　国土交通副大臣

（副議長）
古谷　一之　内閣官房副長官補（内政）

（構成員）
内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
警察庁交通局長
財務省大臣官房総括審議官
厚生労働省労働基準局長
農林水産省食料産業局長
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
国土交通省自動車局長
環境省地球環境局長

トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会・地方協議会

有識者、トラック事業者、荷主、労働組合等の関係者から構成され、中央及び各都道府県に設置されている。

「ホワイト物流」推進運動の進め方

みんなで、もっと働きやすい
「ホワイト物流」
推 進 運 動
生産性の高い物流を。

「ホワイト物流」推進会議

- 運動の趣旨と推進方針を決定

トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会

- 企業等や国民への詳細な呼び掛け内容等を検討・調整

「ホワイト物流」推進運動HPの開設

※賛同企業等を公表

企業等向け

- 関係団体を通じた運動への参加の呼び掛け
- 上場会社や地域の主要企業等に対し、運動への参加を要請

国民向け

- 政府広報や関係団体の広報媒体を活用した広報の実施。

【政府広報の媒体例】

参加企業等に期待するアクション

- 自主行動宣言（第1段階：賛同表明）・実施
- 自主行動宣言（第2段階：推奨項目宣言）・実施
- 自主行動宣言のアップデート（随時）

運動の拡大・深化

問題意識の喚起（トラック運転者不足が国民生活や産業活動に与える影響）

【トラック事業者】

現状のままでは
さらなる深刻化
が懸念される。

運転者不足の深刻化

・中高年齢層の大量退職
・罰則付きの時間外労働の
上限規制の導入
・宅配便需要の増加　等

トラック運転者の確保
のため、運転者の労
働条件の改善が急務。
運賃・料金はその原資。

運賃・料金「単価」の上昇

**運送サービスを提供可能な
トラック台数や日・時間帯
等の縮小**

稼げない割にトラック運転者の負担
の大きい仕事が敬遠されるように。

適切に対応しなければ
このような事態の発生が
懸念される。

【国民】

宅配便・引越が不便に

食品等の
物量の減少や品揃え不足

【企業等】

「トータル」
物流コストの増加

在庫の増加

機会損失の発生

営業利益減少

- 全国的にトラック運転者不足が深刻化する中で、現状のままでは、必要な輸送能力が確保できず、
  ・国民生活に関しては、宅配便や引越の運賃・料金の上昇や運送サービスの提供日・時間帯等の縮小、食品等の物量の減少や品揃え不足などが過度に生じるおそれ。
  ・産業活動に関しては、トータル物流コストの増加、在庫の増加、機会損失の発生及びそれによる営業利益の減少などが生じるおそれ。
- 国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼす事態を生じさせないためにも、荷主企業等とトラック事業者が連携し、物流システムの改善に取り組むとともに、物流システムの改善の必要性に対する国民の理解と協力を得る必要がある。
- 具体的には、①運転者の時間当たりの労働生産性の向上を図る観点、②運転者の時間的・心理的・肉体的負担が小さい形態での運送を実現する観点、③必要性に乏しい過剰なサービス水準を見直す観点などから、物流システムの改善を進める必要がある。

企業等への参加呼び掛け（基本的な考え方）

呼び掛けに当たっての基本的な考え方

- まずは、できるだけ多くの企業等に「ホワイト物流」推進運動に参加して頂くことが重要。
（最初は、取り組みやすいことから開始して頂き、その後、段階的に取組内容を増やしたり、深めたりして頂くアプローチ。）

- このため、企業へ取り組みを呼びかける事項の内容は、様々な産業分野に共通する普遍的で効果が期待される取組を厳選するとともに、必須項目と推奨項目に分けて提示することとしたい。

自主行動宣言（賛同表明の際の宣言内容）

- 自主行動宣言（賛同表明）の際には、すべての事業者が、取組方針や法令順守への配慮等についての3つの項目に合意し、賛同表明をすることとしてはどうか。

（取組方針）
・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

（法令遵守への配慮）
・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

（契約内容の明確化・遵守）
・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化し、取引先や物流事業者等の関係者と協力して遵守します。

自主行動宣言（推奨項目）

● 推奨項目については、中央協議会で昨年策定した「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」に記載の内容に加え、トラック運転者の長時間労働の是正を進める上で重要な次の項目を追加してはどうか。

A.運送内容の見直し

〇ガイドライン掲載項目（13項目）
〇上記以外の項目
- 納品日の集約
- 物流システムや資機材の標準化
- 物流の改善提案と協力

B.契約の方法

- 運送契約の書面化の推進
- 運賃と料金の別建て契約
- 燃料サーチャージの導入
- 納品条件の緩和・簡素化
- 異常気象時等の運行の中止・中断等
- 下請取引の適正化

C.契約の相手方の選定

- 契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮
- 働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用

D.その他

- 宅配便の再配達の削減への協力
- 引越時期の分散への協力
- 物流を考慮した建築物の設計・運用

E.独自の取組

- 上記の各項目に該当しない独自の取組

企業等への呼び掛け（呼び掛けの方法）

- より多くの企業等の参加を得るため、関係経済団体を通じた呼び掛けを行うほか、主要企業等に対しては、直接、文書による参加要請を実施してはどうか。

①関係経済団体を通じた傘下企業等への運動への参加の呼び掛け
・関係経済団体に対し、傘下企業等への運動への参加の呼び掛けや機関誌等での記事の掲載スペースの提供等についての協力を依頼。

②主要企業等に対する参加要請文書の送付・公表
平成31年度については、貨物量や社会的な影響力が大きいと考えられる以下の主要企業等に対し、参加要請文書を直接送付するとともに、呼び掛けを行った旨を公表。
【対象企業等】
・上場会社（約3700社）
・地域の主要企業等（各都道府県毎に50者程度（※貨物量が少ないと考えられる一部業種以外から選定））

③関係団体・企業等向けの説明会の開催
東京及び全都道府県で運動に関する説明会を開催する。

賛同企業の公表方法（イメージ）

国土交通省

- 賛同企業等については、「産業別」と「地域別」のそれぞれに掲載する。
- 賛同企業等が自主宣言している内容がポータルサイトで確認できるようにする。

「ホワイト物流」推進運動　賛同企業一覧

産業別

金融・保険

（東京都）
〇〇銀行
〇〇損害保険
〇〇HD

不動産

陸運

海運

空運

倉庫・運輸関連

建設

食品

繊維

パルプ・紙

化学

石油・ゴム

窯業

鉄鋼

非鉄・金属製品

地域別

北海道

（陸運）
（建設）
（食品）
（繊維）

青森県

岩手県

熊本県

宮崎県

鹿児島県

沖縄県

国民に呼び掛ける事項

（宅配便）

◆ 商品を配達するためには費用と人手が必要です。運転者不足に対応しつつ、宅配サービスを維持するため、以下の取組にご協力をお願いします。

➢ できるだけ１回で受け取りましょう。
➢ このため、宅配ボックスや営業所、コンビニ等での受取も活用しましょう。
➢ 送るときは、自分や相手が受け取りやすい日時・場所を指定しましょう。
➢ 通信販売を利用する際には、できるだけまとめ買いしましょう。
➢ サービス内容の見直し（例.日曜日の集荷・配達の取りやめ 等）へのご理解・ご協力をお願いします。

（出典）環境省「COOL CHOICE」HP

（引越し）

◆ 混雑時期を避けましょう。
◆ 早めに依頼しましょう。

（理解と応援）

◆ 皆さんに食料品や日用品などを届けるため、運転手さん達は日夜、頑張って貨物を運んでくれています。普段はあまり意識されていませんが、物流が私たちの生活を支えてくれています。
◆ トラック運転手の休憩と安全運転のため、SA・PAの大型車駐車スペースへの駐車はお控え下さい。
◆ より良い物流の実現のために努力している企業を応援してみませんか？
トラック事業者：「ホワイト経営マーク」（仮称）（労働条件・労働環境）、Gマーク認定事業者（交通安全）
荷主企業：「『ホワイト物流』推進運動」賛同企業

広報活動の実施について

- 企業等や国民の皆様に「ホワイト物流」推進運動に賛同して頂き、具体的な行動変化につなげて頂くため、政府広報や関係団体の機関誌、賛同企業等の広告を含む様々な広報媒体を活用して広報を実施する。

【当面の取組】

①ポータルサイト	運動のポータルサイトを開設。順次、動画を含むビジュアルなコンテンツの充実を図る。
②キャンペーンロゴ	運動の賛同企業等が表示できるキャンペーンロゴを作成する。
③政府広報	新年度の広報案件として申請中。マスメディアに加え、インターネットを活用。
④関係団体の機関誌等	掲載スペースの提供等にご協力を頂ける団体、企業等を募り、機関誌、広告等に関連記事を掲載。
⑤説明会	東京及び全都道府県で関係団体・企業等向けの説明会を開催
⑥セミナー	具体的な取組の進め方等に関するセミナーを各地で開催
⑦関係団体等の行事等	関係団体の新年賀詞交歓会、総会、事業者大会等での挨拶の機会などを活用し、運動への参加を呼び掛け。講演やパネルディスカッション等の機会を活用し、運動をPR

スケジュール

平成31年

2月20日	トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会 （企業等や国民への詳細な呼び掛け内容等を決定）
3月頃	中央説明会（関係団体向け）
3月下旬頃	ポータルサイト開設 賛同企業等の募集開始
4月頃	地方説明会（関係団体、企業等向け）
8月末	自主行動宣言企業等の集計・公表（第1回）
12月末	自主行動宣言企業等の集計・公表（第2回） ※以後、随時公表